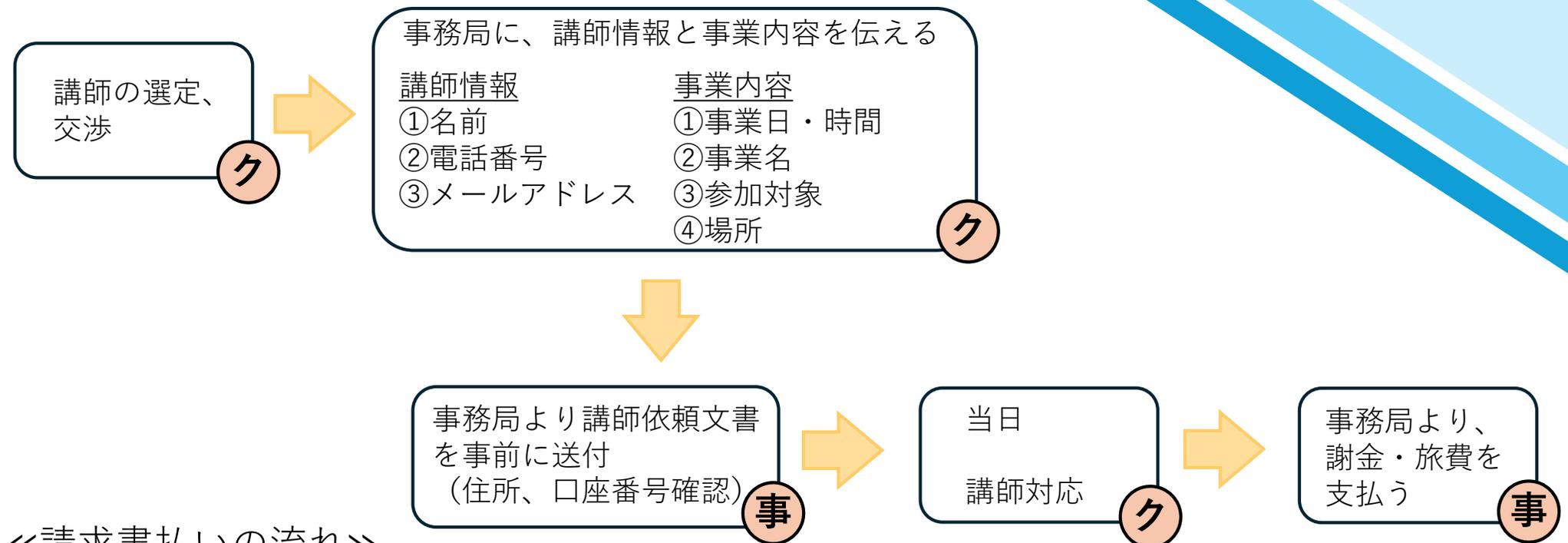
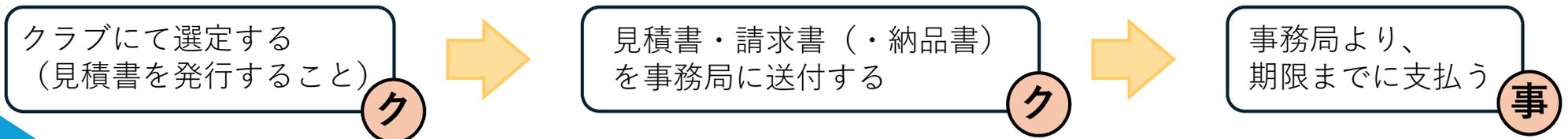


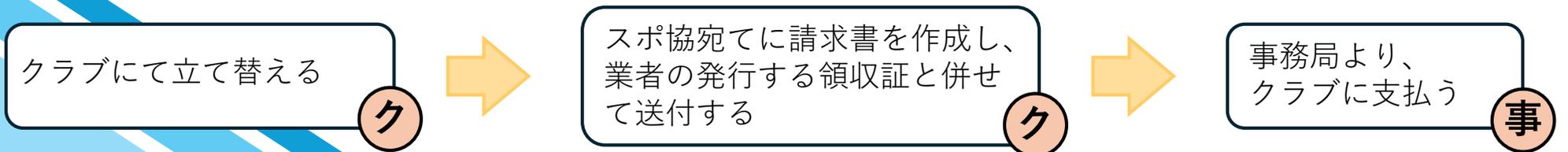
≪講師の謝金・旅費の支払いの流れ≫



≪請求書払いの流れ≫



≪立替払いの流れ≫



※見積書、納品書、請求書の宛先は「公益財団法人京都府スポーツ協会」にする

令和7年度国庫補助事業（京のクラブネット活性化プロジェクト）申請→事業実施→支払い

交流会

協働事業

講師選定

日時決定

会場確定

事業実施

支払い

- ① 各ブロック（クラブ）担当者は希望する講師との選定を行う。
- ② 日時、事業内容を決定する。ブロック単位事業は「主管クラブ」が主体的に行う。
- ③ 府事務局に当該講師のメールアドレス、携帯番号を連絡する。
- ④ 事業を行う会場の仮予約は、各ブロック（クラブ）担当者が申請を行う。
- ⑤ 会場貸借等の請求書、納品書、領収書は、「京都府スポーツ協会」宛てにする。
- ⑥ クラブもしくはブロックが立替払いで対応した場合は、「雑役務費」扱いとなる。
- ⑦ 講師謝金・旅費、会場賃借料は、原則、京都府スポーツ協会が支払う。（請求書等の宛名は府スポ協）
- ⑧ 講師派遣文書は、事前に府事務局が作成し、当該団体（者）に送付する。
- ⑨ <対象外経費>実技交流会・講演会・研修会・イベント等、スポーツ保険はクラブもしくはブロックで加入すること。（参加料をこの経費に充てることは可能）

☆事業の対象期間 令和7年事業採択決定後～令和8年2月15日までに実施した事業

★採択方法及び交付決定

- ・書類等の不備があれば、事務局から修正・追記をお願いする。
- ・採択された事業は、府事務局から当該クラブ（ブロック長）宛て、交付決定通知書を送付する。
- ・交付決定通知後に事業内容に変更が生じた場合は速やかに府事務局へ連絡すること
- ・実施報告書の提出がない場合は、決定通知を取り消すことがある。

【事務処理の流れ】

